

## Q8-10 台湾外からの電子役務の販売についての営業税申告について教えてください。

外国の事業者が台湾外からインターネットを介して台湾内でデジタルコンテンツの配信を行うなど、台湾内に固定的営業場所を持たず台湾内で電子役務を販売する場合は、役務の使用場所が台湾内であるため、営業税の課税対象となります。

### 1. 台湾内の個人への電子役務販売

年間の売上高が NT\$48 万を上回る台湾内に固定的営業場所を持たない外国事業者は、当事業者が納税義務者となり、自らもしくは代理人を通じて管轄税務当局に税籍登記を行う必要があります(営業税法第 2 条、第 2 条の 1)。税籍登記を行った外国事業者は、一般の税率(5%)で営業税額を計算し、通常の営業税と同様のスケジュールで納税申告を行います(同第 36 条)。

### 2. 台湾内の法人への電子役務販売

台湾内に固定的営業場所を持たない外国事業者が台湾内の法人に電子役務を販売する場合には、電子役務の買受人が納税義務者となります。ただし、買受人が付加価値型営業税(一般の税率 5%で課税されるもの)の課税業者で、その購入した役務を専ら営業税課税対象の物品または役務に対してのみ用いる場合は、納税は免除されます(同第 36 条)。